

第3回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成27年5月12日提出

1. 件数 8件

【内訳】 議案 8件（専決処分の報告及びその承認（条例関係）3件、一般会計補正予算1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、専決処分の報告及びその承認（財産の取得の変更関係）1件、人事関係1件）

2. 議案の要旨

専決処分の報告及びその承認

議案第74号

～

専決処分の報告及びその承認について

議案第76号

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり3件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第6号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 平成27年3月31日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

平成27年度地方税制改正の趣旨

平成27年度地方税制改正においては、消費税率10%への引上げ時期変更に伴う税制上の措置（住宅ローン減税等の適用期限の変更など）にあわせて、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた税制上の措置（成長志向に重点を置いた法人税改革など）、地方創生に向けた税制上の措置（ふるさと納税の拡充など）、車体課税見直しのための税制上の措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課）導入）等を講じたものである。

【主な内容】

改正の概要

(1) 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置（第31条関係）

法人市民税均等割の税率適用区分の基準である「資本金等の額」の基準が、資本金等の額に無償増資の金額を加算又は無償減額の金額を減算する措

置を講ずること。

資本金等の額が「資本金 + 資本準備金」を下回る場合には、「資本金 + 資本準備金」をもとに判断すること。

とされたことにより、関係条例を改正するもの。

- (2) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間の延長（附則第7条の3の2関係）

消費税率の10%への引上げ時期が、平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されたことを受け、住宅ローン控除の適用期限を1年6か月延長されたことにより改正するもの。

平成29年12月31日までの
入居分



平成31年6月30日までの
入居分

- (3) 個人の市民税の寄附金控除額に係る特例控除額の拡充及び申告手続の特例（附則第9条、第9条の2関係）

ふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税を課税する市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請でき、要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は控除に必要な事項を個人住民税を課税する市区町村に通知することとする等の制度

- (4) 軽自動車税の税率の特例の新設（一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入）（附則第16条関係）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて、翌年度（平成28年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置「軽自動車のグリーン化特例（軽課）」を講ずることとされたことにより改正するもの。

軽自動車のグリーン化特例（軽課）措置内容

対象・要件等				特例措置の内容
軽乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年度排出ガス規制NOx10%以上低減)			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。)	排ガス性能	燃料性能	
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車 ()	平成32年度燃費基準値より20%以上達成車	概ね50%軽減
		平成32年度燃費基準値達成車	概ね25%軽減	
軽貨物車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年度排出ガス規制NOx10%以上低減)			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。)	排ガス性能	燃料性能	
		平成17年排ガス基準75%低減達成車 ()	平成32年度燃費基準値より35%以上達成車	概ね50%軽減
		平成32年度燃費基準値より15%以上達成車	概ね25%軽減	

軽課を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	税率	軽 課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上の自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

(5) 軽自動車税における二輪車等に係る税率の改正時期の1年延期（改正附則第1条関係）

平成26年度税制改正において改正され、平成27年度以後の年度分について適用することとされていた軽自動車税の税率のうち二輪車等に係る税率について、税率改正時期が1年延期されたことによる所要の改正を行うもの。

延期となった理由(経緯)

新車のみ税率が引き上げられる四輪車等と比べると、全ての二輪車が引き上げとなることはバランスを欠くので見直すべき、との意見が自民党税制調査会においてだされたことを受け、審議を重ねた結果、与党税制協議会において1年延期することと決定し、その後、平成27年1月14日、政府税制改正大綱として閣議決定された。

二輪、小型特殊自動車等（自家用・営業用の区分なし）

区 分		現 行	H28年度以降	
二 輪	原動機付 自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円
		50cc 超～90cc 以下	1,200円	2,000円
		90cc 超～125cc 以下	1,600円	2,400円
		ミニカー	2,500円	3,700円
	軽二輪（125cc 超～250cc 以下）		2,400円	3,600円
	小型二輪（250cc 超）		4,000円	6,000円
三 輪		3,100円	3,900円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円	

(6) 土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置の継続（附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条）

平成27年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を延長するもの。

併せて、特別土地保有税の課税の特例についても同様に延長するもの。

平成24年度から
平成26年度まで



平成27年度から
平成29年度まで

負担調整措置による課税標準額の求め方

ア 本来の課税標準額

イ 前年度課税標準額 + (ア × 5%)

ウ ア × 20%

アとイを比較し、低い額を当該年度の課税標準額とするが、イとウを比較し、イがウを下回る場合は、ウを当該年度の課税標準額とする。

(7) 施行日 平成27年4月1日

市民税に関する経過措置

改正後の南相馬市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置

改正後の南相馬市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置

軽自動車税の税率の特例に係る規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

【専決第7号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 平成27年3月31日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

改正の概要

(1) 課税限度額の引上げ（第2条関係）

基礎課税額に係る課税限度額を52万円（改正前51万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円（改正前16万円）に、介護納付課税額に係る課税限度額を16万円（改正前14万円）に引き上げるもの。

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税限度額	52万円	51万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	17万円	16万円
介護納付金課税額に係る課税限度額	16万円	14万円

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直し（第21条関係））

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額）に乗すべき金額を26万円（改正前24.5万円）に引き上げるもの。

特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

改正後	改正前
基礎控除額33万円 + $26万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	基礎控除額33万円 + $24.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ
 2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を
 47万円（改正前45万円）に引き上げるもの。

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + <u>47万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>45万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

(3) 施行期日の一部改正

平成25年度改正の国民健康保険税条例の一部を改正する条例による国民健康保険税条例附則第16条（平成29年1月1日施行）のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分については、施行期日を平成28年1月1日施行に改めるもの。

(4) 施行日 平成27年4月1日

・適用区分

改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【専決第8号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について 平成27年3月31日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置の適用期間が平成27年3月31日から平成29年3月31日へ2年間延長されたことに伴い、市税特別措置条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したもの。

【主な内容】

南相馬市税特別措置条例の一部改正の概要

(1) 適用期限の延長（第4条関係）

地方税の不均一課税に伴う措置の適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日へ2年間延長されたため、必要な改正を行うもの。

(2) 施行日 平成27年4月1日

補正予算

議案第77号 平成27年度南相馬市一般会計補正予算について

工事請負契約の締結

議案第78号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	石二小校舎耐震改修建築主体（第2期）工事
施工場所	南相馬市原町区大木戸字西原地内
契約の金額	157,680,000円
契約の方法	指名競争入札
工 期	契約締結日から平成28年3月10日まで
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

財産の取得

議案第79号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字赤沼39番1 など計15筆	明細は別紙1のとおり P10
	合 計	26,206.01㎡
取得予定価格	49,545,369円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（4月4日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿 島 区	2,250	1,970	87.6%
原 町 区	2,438	2,072	85.0%
合 計	4,688	4,042	86.2%

【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（4月4日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原 町 区	680	0	0.0%
小 高 区	1,825	102	5.6%
合 計	2,505	102	4.1%

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

専決処分の報告及びその承認

議案第80号 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり財産の取得の変更について専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第9号 財産の取得の変更について 平成27年3月31日専決】

【趣旨】

平成27年第1回南相馬市議会臨時会で議決を経た財産の取得について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年3月31日付けで専決処分したものを。

【変更契約の内容】

取得の内容	小学校教師用教科書、指導書及び指導資料購入（原二小ほか10校）	
契約の相手方	南相馬市原町区旭町二丁目48番地 株式会社広文堂 南相馬出張所	
契約金額	変更前	23,479,491円
	変更後	23,482,119円
	増額する額	2,628円
変更理由	平成27年3月6日付け文部科学省告示第37号において、平成27年度に使用される教科書の定価が認可され、当初予定の価格を上回ったことから変更するもの。 （教科書の単価内訳等については、別紙2（P11～12）のとおり）	

人事関係

議案第 8 1 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

別紙 1

議案第 79 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（北萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字赤沼 3 9 番 1	山林	287
2	南相馬市原町区萱浜字赤沼 4 1 番	宅地	638.01
3	南相馬市原町区萱浜字赤沼 4 2 番 1	畑	1,409
4	南相馬市原町区萱浜字赤沼 4 2 番 2	宅地	49
5	南相馬市原町区萱浜字中切付 9 番	畑	863
6	南相馬市原町区萱浜字中切付 1 5 番	田	2,988
7	南相馬市原町区萱浜字中切付 1 6 番	田	3,016
8	南相馬市原町区萱浜字中切付 1 8 番 2	田	103
9	南相馬市原町区萱浜字中切付 1 9 番 1	田	3,820
10	南相馬市原町区萱浜字中切付 2 0 番 1	田	2,170
11	南相馬市原町区萱浜字中切付 2 0 番 2	田	789
12	南相馬市原町区萱浜字中切付 2 1 番	田	2,950
13	南相馬市原町区萱浜字中切付 3 1 番 1	田	2,010
14	南相馬市原町区萱浜字中切付 3 1 番 2	田	969
15	南相馬市原町区萱浜字中切付 3 2 番	田	4,145
合計(m ²)			26,206.01

別紙 2

議案第 80 号専決処分の報告及びその承認について（財産の取得の変更）

平成27年度 小学校 教師用(教科書)内訳書(広文堂)									
科目	発行所	教科書・教材名	学年	巻	変更前 単価	官報 告示	購入数	変更前 金額	変更後 金額
国語	光村	国語	1	上	340	343	15	5,100	5,145
				下	357	360	15	5,355	5,400
	東書	新編新しい国語	2	上	393	396	15	5,895	5,940
				下	412	415	15	6,180	6,225
	光村	国語	3	上	400	403	15	6,000	6,045
				下	405	408	15	6,075	6,120
	東書	新編新しい国語	4	上	293	295	17	4,981	5,015
下				350	353	17	5,950	6,001	
光村	国語	5		643	648	15	9,645	9,720	
東書	新編新しい国語	6		643	648	18	11,574	11,664	
書写	光村	書写	1		156	157	15	2,340	2,355
			2		156	157	15	2,340	2,355
			3		156	157	15	2,340	2,355
			4		156	157	17	2,652	2,669
			5		156	157	15	2,340	2,355
			6		156	157	16	2,496	2,512
社会	東書	新編 新しい社会	3・4	上	535	540	14	7,490	7,560
				下	809	815	16	12,944	13,040
			5	上	297	299	15	4,455	4,485
				下	346	349	15	5,190	5,235
			6	上	404	408	16	6,464	6,528
	下	293		295	16	4,688	4,720		
東書	新編新しい 地図帳	4~6		456	460	25	11,400	11,500	
算数	東書	新編 新しい算数	1	上	173	175	15	2,595	2,625
				下	143	144	15	2,145	2,160
			2	上	338	341	15	5,070	5,115
				下	305	307	15	4,575	4,605
			3	上	381	384	15	5,715	5,760
				下	370	373	15	5,550	5,595
			4	上	309	312	17	5,253	5,304
				下	285	287	17	4,845	4,879
			5	上	326	329	15	4,890	4,935
				下	317	319	15	4,755	4,785
			6		643	648	18	11,574	11,664

科目	発行所	教科書・教材名	学年	巻	変更前 単価	官報 告示	購入数	変更前 金額	変更後 金額
理科	東書	新編 新しい理科	3		617	622	15	9,255	9,330
			4		852	859	17	14,484	14,603
			5		943	951	15	14,145	14,265
			6		943	951	17	16,031	16,167
生活	東書	新編 新しい生活	1・2	上	899	906	15	13,485	13,590
				下	819	826	15	12,285	12,390
音楽	教芸	小学生の音楽	1		212	214	15	3,180	3,210
			2		212	214	15	3,180	3,210
			3		212	214	15	3,180	3,210
			4		212	214	17	3,604	3,638
			5		212	214	16	3,392	3,424
			6		212	214	17	3,604	3,638
図画 工作	日文	図画工作	1・2	上	212	213	15	3,180	3,195
				下	211	213	15	3,165	3,195
			3・4	上	212	213	15	3,180	3,195
				下	211	213	17	3,587	3,621
			5・6	上	212	213	16	3,392	3,408
				下	211	213	16	3,376	3,408
家庭	東書	新編 新しい家庭	5・6		271	273	21	5,691	5,733
保健	東書	新編 新しい保健	3・4		205	207	21	4,305	4,347
			5・6		205	207	21	4,305	4,347
合計							885	324,867	327,495
								増加額	2,628